

静岡県立大学留学生委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 52 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学（以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対する支援を推進するため、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学留学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 留学生支援のあり方に関する事。
- (2) 留学生からの相談及び留学生に対する助言に関する事。
- (3) 留学生に対する生活支援に関する事。
- (4) 留学生に対する学習支援に関する事。
- (5) 留学生相互の交流、留学生と日本人との交流等留学生の交流の促進に関する事。
- (6) 国際交流委員会との連絡調整に関する事。
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、留学生についての学長からの諮問に関する事。
- (8) その他留学生に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (2) 研究科ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (3) 学府に属する、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 2 人
- (4) 事務局長が指名する者 1 人
- (5) 学生部長及び学生部長が指名する学生部職員 1 人
- (6) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分

- の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、奨学生審査部会(留学生のみを対象とした奨学金の審査に限る。)及び必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 奨学生審査部会に部会長を置き、学生部長をもってこれに充てる。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学生部学生室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。